

平成 29 年（ワ）第 125 号，同第 535 号 安保法制違憲・国家賠償請求事件

原 告 阿部 裕 外 2 2 4 名（第 125 号）

同 上田優美子 外 3 3 名（第 535 号）

被 告 国

準 備 書 面 （ 8 ）

（新安保法制による米軍への戦争支援活動と他国間戦争にまきこまれる具体的
現実的危険および国民生活の犠牲—その 2）

2 0 1 8 （平成 3 0）年 5 月 3 0 日

宮崎地方裁判所

民事第 2 部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 後 藤 好 成

同 松 田 幸 子

同 江 原 健 太

同 山 田 秀 一

他 2 4 名

第 1 はじめに

新安保法制施行後，これに基づき実施された自衛隊南スーダン派遣での
新任務付与，米軍に対する武器等防護は，日本を戦争当事国化させる危険を
現実のものとしている。

特に北朝鮮のミサイル発射を契機に米朝の軍事的緊張が高まる中，日本の
自衛隊が米軍と共同して，あるいはこれを支援する軍事行動をとることで，
明確かつ積極的に「武力による威嚇」を実施してきた。原告らは，準備書面

(1)～(3)などにおいて、これらがいずれも明らかに憲法9条に反し、かつ原告ら日本国民を戦争の危険に晒し、その権利侵害を具体化させるものであることを主張してきた。

また、準備書面(6)において、2017(平成29)年5月以降同年12月末日までの事実関係を元に、なお一層日本が戦争当事国化し、自国民や他国民を戦争の危険に晒し、その日常生活までも脅かすことによって原告らの権利を日々具体的に侵害していることを明らかにした。

本書面においては準備書面(6)に引き続き、2018(平成30)年1月から同年4月までに明らかになった事実関係を元に、新安保法制による具体的危険と原告らの権利侵害が積み重ねられていることを明らかにする。

第2 2018年1月以降同年4月までに明らかになった新安保法制に関連する事実(以下、年月日の表示は特に明示しない限り2018年。また「※」については原告訴訟代理人注)

1 はじめに

本項では、2018年1月以降同年4月までの新聞報道により明らかとなった新安保法制法に関連する事実を主張するが、これら事実関係を①イラク・南スーダンでの戦闘の実態と日報隠蔽問題、②日本の軍拡と日米の一体化、③基地周辺事故による周辺住民の危険、の各視点から整理し、主張する。

2 ①イラク・南スーダンでの戦闘の実態と日報隠蔽問題

(1) 1月15日付しんぶん赤旗

・南スーダンPKO(国連平和維持活動)で2016年5月～12月に派遣された陸上自衛隊の部隊で、隊員の6人に一人が精神的不安に襲われ、宿営地の医務室で受診していたことが13日、自衛隊の内部資

料と関係者への取材で分かりました。

- ・報告には「患者の発生概況」が週単位で集計されています。現地に着任した5月22日から7月9日まで、35人の隊員が医務室に訪れていますが「精神・行動障害」の症状はゼロでした。しかし現地で戦闘が激化した「7月10日から16日」の週からいきなり受診者が増加し、57人に。いずれも「精神・行動障害」の症状で、多くは「不眠」を訴えました。第10次隊の派遣隊員数（350人）の6人に1人が「不眠」を訴えたこととなります。
- ・派遣隊員の一人は帰国後、関係者に「自分たちもいつ殺し、殺されることになってもおかしくないと感じた」と極度の緊張と不安に襲われていたことを伝えていた、といます。

(2) 3月17日付毎日新聞

- ・政府は16日の閣議で、南スーダン国連平和維持活動（PKO）に派遣された自衛隊員のうち、帰国後、在職中に自殺した隊員が2人いる（今月12日時点）との答弁書を決定した。

(3) 3月30日付しんぶん赤旗

- ・国連平和維持活動（PKO）の一環として、陸上自衛隊が昨年5月まで参加していた国連南スーダン派遣団（UNMISS）が、任務を妨害する相手の「先制的殺傷」を含む武器の使用を容認していることが、本紙が情報公開請求で入手した陸自第10次派遣隊の成果報告書に明記されていました。
- ・安保法制では、PKOの新任務として「宿営地共同防護」が盛り込まれています。実際に政府軍の攻撃があったら、自衛隊も「共同防護」

参加の可否を迫られていました。

- ・「共同防護」に参加した場合、「先制的殺傷」を辞さない部隊との共同行動となります。

(4) 4月3日付宮崎日日新聞

- ・小野寺五典防衛相は2日、陸上自衛隊のイラク派遣に関し、政府が野党議員の資料要求に「存在しない」としてきた部隊の日報が見つかったと発表した。

(5) 4月5日付宮崎日日新聞

- ・防衛省が「存在しない」としていた陸上自衛隊のイラク派遣部隊の日報が見つかった問題で、小野寺五典防衛相は4日、陸自研究本部（現教育訓練研究本部）が昨年3月（※2017年3月のこと）に日報の存在を確認しながら、当時の稲田朋美防衛相に報告していなかったと明らかにした。陸自は統合幕僚監部に今年2月に報告するまで11か月情報を隠し、防衛省が日報の存在を今月2日に公表するまでには1年以上かかった。南スーダン国連平和維持活動（PKO）日報問題に続き陸自の隠蔽体質が浮き彫りになるとともに、文民統制の機能不全が再び問われる事態となった。

(6) 4月7日付宮崎日日新聞

- ・陸上自衛隊イラク派遣部隊の日報隠蔽（いんぺい）問題に関連し、航空自衛隊の派遣部隊が作成した計3日分、3枚の日報も保存されていたことが6日わかった。丸茂吉成航空幕僚長は定例記者会見で、昨年2月に捜索したパソコンの共有フォルダー内から見つかったと説明。

「探索が不十分だったことは疑いのない事実、深くおわび申し上げます」と陳謝した。陸自とともに防衛省から指示を受けた調査のずさんさが露呈した。

(7) 4月10日付宮崎日日新聞

・自衛隊海外派遣部隊の日報隠蔽問題の裾野が広がり続けている。9日は、新たな南スーダン国連平和維持活動（PKO）の日報の存在が判明。さらにイラク派遣部隊の日報の問題は、昨年当時の稲田防衛省が出した搜索指示が曖昧だった疑いが浮上、新たな焦点に。シビリアンコントロール（文民統制）の機能不全を批判する声は増す一方だ。

(8) 4月10日付宮崎日日新聞

・小野寺五典防衛相は9日の参院決算委員会で、南スーダン国連平和維持活動（PKO）の陸上自衛隊の日報が新たに防衛省情報本部で見つかったと明らかにした。日数にして1年以上で、情報公開請求の対象期間も含まれるとして「不適切な対応があった。」と陳謝した。安倍晋三首相は自衛隊イラク派遣部隊の日報隠蔽を「シビリアンコントロール（文民統制）にも関わりかねない重大な問題で極めて遺憾。自衛隊の最高指揮官として国民に深くおわび申し上げたい」と謝罪した。

(9) 4月11日付宮崎日日新聞

・陸上自衛隊研究本部（現教育訓練研究本部）が昨年3月27日にイラク派遣部隊の日報を確認しながら、情報公開請求を受けた陸上幕僚監部から同30日に問い合わせを受けた際に「ない」と回答していたこ

とが分かった。

(10) 4月12日付宮崎日日新聞

・小野寺五典防衛相は11日、陸上自衛隊イラク派遣部隊の日報2日分が新たに陸上幕僚監部で、南スーダン国連平和維持活動（PKO）派遣部隊の日報が内部部局、統合幕僚監部、海上幕僚監部の計7部署で見つかったと明らかにした。

(11) 4月17日付宮崎日日新聞

・防衛相は16日、2004年～06年にイラクに派遣された陸上自衛隊部隊の日報を初めて公表した。陸自の活動は「非戦闘地域」に限定されていたが、派遣された南部サマワの治安情勢を「戦闘が拡大」と分析するなど複数の「戦闘」の記述があった。自衛隊の宿营地と周辺には十数回にわたりロケット弾や迫撃砲などによる攻撃があったことが分かっているが、日報により「戦闘」との表現が確認された。自衛隊にとって初の「戦地」派遣とされた活動記録が明らかになり、海外での武力行使を禁じた憲法9条との整合性を巡り、当時の小泉政権の判断が妥当だったのかを問う声が強まりそうだ。

同日付宮崎日日新聞

・米国主導の有志連合は2003年、大量破壊兵器の存在を理由に開戦に踏み切った。日本政府は早々に支持を表明。海外での武力行使を禁じた憲法9条との整合性が問われたものの「自衛隊が活動する地域は非戦闘地域」との理屈で世論を押し切り、人道復興支援に自衛隊を派遣した。一方戦争を主導した米国は04年、開戦時にイラクに大量破壊兵器が存在しなかったとの報告書をまとめ、参戦した英国も150

人以上を聴取し、6千ページ以上の報告書を7年かけて作成「参戦は失敗」と結論付けた。日本も12年、大量破壊兵器の存在に関する事実誤認はやむを得ないと結論付けたが、公表したのはわずか4枚の概要だけ。

- ・イラク派遣は自衛隊宿営地に迫撃砲が何度も撃ち込まれている「純然たる軍事作戦」(行動史)だった。政府は日報公表で幕引きを図るのではなく、改めて国会などで議論を重ね、米国に追従した責任の所在を明らかにすべきだ。

(12) 4月23日付宮崎日日新聞

- ・政府が「武力紛争ではない」と説明していた南スーダンでの大規模戦闘時、国連平和維持活動(PKO)に参加していた陸上自衛隊は、武器携行命令が出るほど危険な状況に陥っていたことが判明した。公表された当時の日報は大半が黒塗り。死も覚悟したという極限状態に置かれた派遣隊員は「国民に真実を知ってほしい」と話した。

- ・南スーダンの独立5年を翌日に控えた2016年7月8日。日が沈んだころ、首都ジュバの宿営地で小銃の発射音が断続的に聞こえるようになった。普段よりも間隔が短い。銃声は日常的だが「いつもと違う」。その予感が的中する。

発射音は政府軍と反政府勢力の戦闘によるものだった。その後、宿営地があるPKO施設に避難民が次々となだれ込んできた。攻撃ヘリコプターや戦車も目撃され警備レベルは一気に上がった。

宿営地外での活動は中止になり、隊員はみな居住用建物に待機。各部屋には内線電話やトランシーバーが配備されていたが、部隊内で情報共有はできておらず「何が起きているのか分からず、本当に怖

かった。」

10日には宿営地近くのブルで激しい銃撃戦が始まる。「全隊員武器を携行せよ」。隊長の指示で武器庫の扉が開く。隊員も防弾チョッキとヘルメットを身に着け、実弾を込めた小銃を握りしめた。「死ぬかもしれない」。銃声が響くと床に伏せ、手で頭を覆う。

わずかな隙を見て、宿営地内の退避用のコンテナに身を寄せた。「ドーン」という音とともに砲弾が付近に落ちると、衝撃で体が宙に浮く。宿営地がある施設内には他国軍もいる。それでも「政府軍や反政府勢力が宿営地内に入ってくれば（巻き込まれて）部隊は全滅する」と覚悟した。

(13) 4月24日付宮崎日日新聞

・小野寺五典防衛相は23日、派遣中の海上自衛隊艦艇などを除く防衛省・自衛隊の全ての部隊、機関の日報などを集約した結果、1992年のカンボジア国連平和維持活動（PKO）に始まる計21の海外派遣活動の日報など延べ約4万3千件を確認したと明らかにした。陸上自衛隊イラク派遣部隊の日報も公表済みの435日分とは別に、34日分が新たに見つかった。防衛省はイラク・ルメイサ市で陸自車両が群集に囲まれ、緊迫した際の詳細をまとめた日報の関連文書も公表した。

(14) 小括

隠されていた日報から、イラクで「非戦闘地域」に限定されていたはずの陸上自衛隊の活動が戦闘地域で行われていたことが裏付けられた。戦闘の実態を国民にひた隠しにしながら、自衛隊の海外任務を拡大する新安保法制は成立が強行されたのである。

南スーダンでも、宿営地近くで激しい銃撃戦が行われ、隊員に武器携行命令が出るなど、隊員が死を覚悟する程の危険な、大規模な戦闘状態にあったことが明らかとなった。現地で戦闘が激化したところから、隊員の6人に一人が「精神・行動障害」の症状を発症し、帰国後2名の自殺者が出たことは、隊員が極度の緊張と不安を強いられる極限状態に置かれたことを物語っている。政府は、現地が戦闘状態にあることを国民に隠し続けて自衛隊の派遣を続け、さらに新安保法制による駆け付け警護などの新任務も付与したのである。

そして、日報の隠蔽問題は、自衛隊に対するシビリアンコントロールが機能不全に陥っている実態をまざまざと私たちに見せつけた。国民の知る権利、民主主義が踏みにじられる中で、自衛隊の海外での武力行使が拡大し、日本は戦争のできる国へと突き進んでいる。

3 ②日本の軍拡と日米の一体化

(1) 1月11日付宮崎日日新聞

・米政府は9日、北朝鮮の核・ミサイルに対抗するため日米両国で共同開発した改良型迎撃ミサイル「SM3ブロック2A」4発を日本に売却する方針を議会に通告した。関連装備品を含め、総額は1億330万ドル(約150億円)相当。議会には15日間の検討期間があるが、自動承認される見通しだ。

(2) 1月12日付宮崎日日新聞

・米ハワイを訪問中の小野寺五典防衛相は10日午前(日本時間11日午前)、カウアイ島にある地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の実験施設を視察した。日本に導入した際、北朝鮮に対する弾

道ミサイル防衛（BMD）に限らず、将来的に巡航ミサイルの迎撃への活用など機能を拡大したいとの考えを示した。

(3) 1月13日付宮崎日日新聞

・北朝鮮による海上での石油精製品の密輸を防ぐため、海上自衛隊の艦艇が朝鮮半島西側の黄海や日本海の公海上で警戒監視をしていることが12日、分かった。国連安全保障理事会の制裁決議に反し、外国船舶から北朝鮮の船に積み荷を移し替える「瀬取り」が横行しているとみられ、こうした制裁逃れの阻止に自衛隊が関与するのは初。複数の政府関係者が明らかにした。海自が収集した情報は米軍と共有、日米の一体化が加速度的に進む事態が鮮明になった。

(4) 1月19日付東京新聞

・安倍晋三首相は18日、オーストラリアのターンブル首相と官邸で会談した。北朝鮮の核・ミサイル開発や中国の海洋進出を踏まえ、インド太平洋地域での安全保障・自衛隊とオーストラリア軍が相手国内で共同で訓練を円滑に行うため、新協定を早期に締結する方針でも一致した。安倍首相は、米国以外の国とも安保分野の連携を進める姿勢を鮮明にした。

(5) 1月21日付東京新聞

・陸上自衛隊最大の護衛艦「いずも」を戦闘機の発着が可能な空母に改修する検討を巡り、政府が日米による同艦の共同運用を想定していることが分かった。複数の政府関係者が明らかにした。有事の際などに米戦闘機を発着させ、戦闘に進出する際の給油などの米軍支援も行

う。空母の保有は憲法9条に基づく日本の専守防衛の立場を逸脱する懸念がある上、米軍の戦闘行動と自衛隊の活動が事実上、一体化する恐れも生じてくる。

- ・艦載機に想定しているのはステルス戦闘機F35B。長崎県の米海軍佐世保基地に今月配備された強襲型揚陸艦ワスプにも搭載されている機種で、敵地への攻撃能力を持つ。

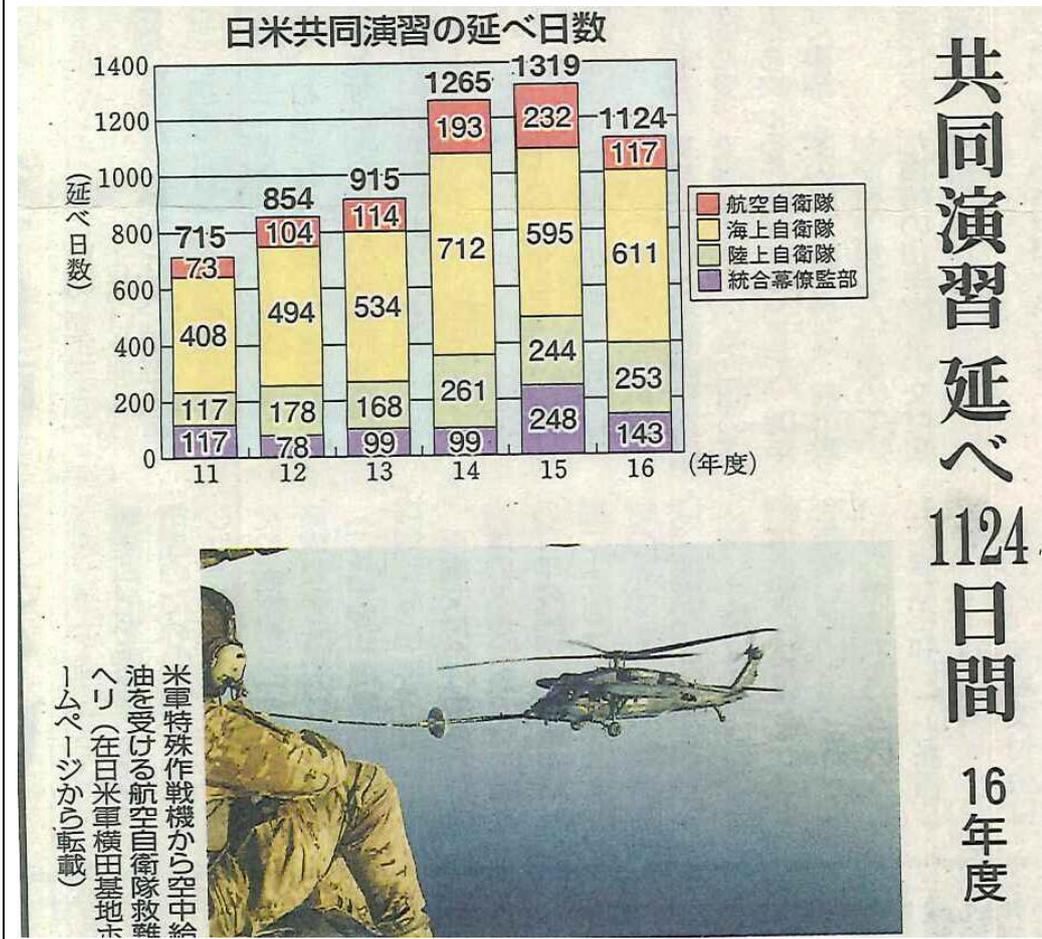
(6) 1月20日付しんぶん赤旗

- ・自衛隊と米軍が2016年度に実施した共同訓練・演習が少なくとも111回、延べ1124日間に達し、3年連続で1000日を超えました。
- ・内容を見ると、安保法＝戦争法の実現を狙った訓練が相次いで実施されました。16年5月22日から6月4日までモンゴルで行われた多国間共同訓練「カーン・クエスト16」では、南スーダンPKO（国連平和維持活動）に派遣予定の陸自部隊が「駆け付け警護」など新任務に近い訓練を実施・視察しました。昨年3月6日から17日まで陸自と米海兵隊が国内で行った共同実働訓練「フォレスト・ライト」には、米海兵隊所属のMV22オスプレイが国内で過去最多の4機参加し、陸自隊員を空輸。日米一体で「敵」陣近くに攻撃を仕掛ける場面を想定した本格的な演習を行いました。

(7) 1月20日付しんぶん赤旗

- ・2016年12月13日に沖縄県の米海兵隊普天間基地（宜野湾市）所属のMV22オスプレイが、空中給油訓練中のトラブルが原因で墜落してからわずか3日後、航空自衛隊と米軍が同県周辺空域で空中給

油訓練を行っていたことが防衛省への情報公開請求でわかりました。



(8) 1月23日付東京新聞

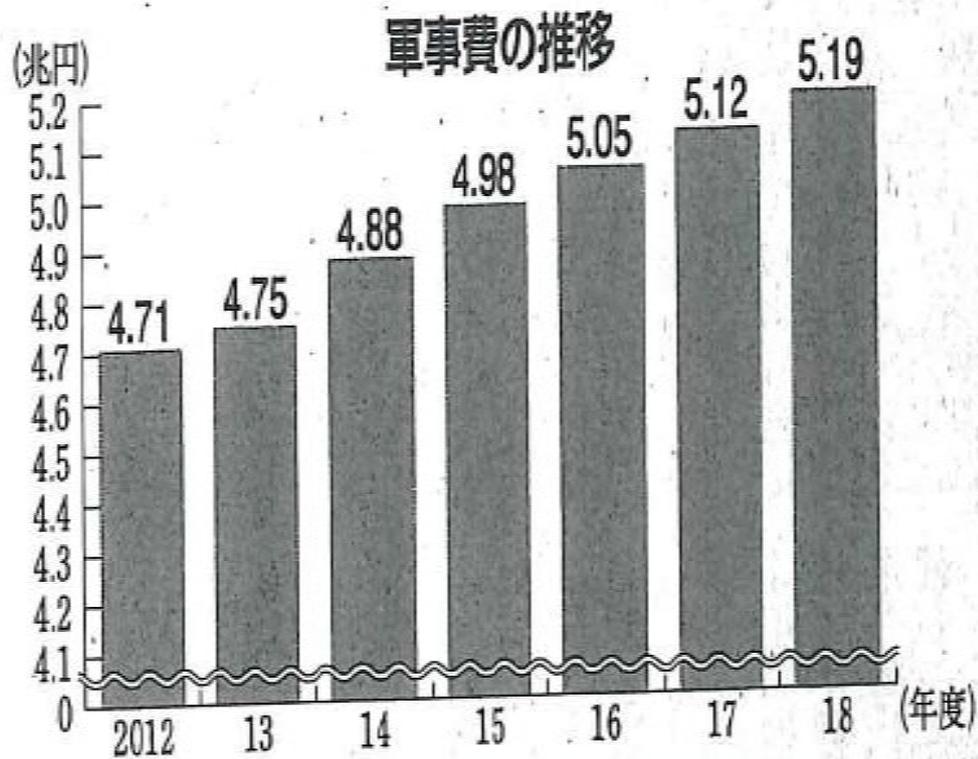
・安倍晋三首相は22日の施策方針演説で、安全保障関連法に基づき、自衛隊が平時から米軍の艦艇を守る「武器等防護」を巡り、昨年5月に実施した米艦への護衛の他に米軍機に対する護衛を、昨年に実施したと明らかにした。政府は米機への護衛の詳細な内容や、実施時期を公表していない。

(9) 2月2日付しんぶん赤旗

・2018年予算案における軍事費の総額は5兆1911億円で17年

度に比べ660億円（1.3%）増となり、第2次安倍政権発足後、6年連続で前年度を上回り、4年連続で過去最高額を更新しました。6年前と比べ増額は約4800億円に達します。

- ・北朝鮮情勢に対応するためとして「敵基地攻撃能力」につながる長距離巡行ミサイルの取得経費に21億6000万円を計上。「専守防衛」の建前すら逸脱した軍拡が進められようとしています。安倍首相はトランプ米大統領からの米国製武器の大量購入の要求に唯々諾々と応じ、軍事費増大の要因になっています。



(10) 2月4日付宮崎日日新聞

- ・トランプ米政権が初の核戦略指針「核体制の見直し（NPR）」で核兵器の役割を拡大し、「使える核」と称される低爆発力の小型核の導入を明記した。核使用のハードルを大きく下げる戦略転換は危うさをはらむが、政権は脅威が増大する世界で主導権を握る必要性を主張。被爆国日本を含め米国の「核の傘」に執心する同盟国がその増強を後押ししている。
- ・核兵器の役割拡大や核抑止力の強化を盛り込んだトランプ米政権の新たな核戦略指針に対し、広島と長崎の被爆者からは3日、「被爆地の長年の訴えを無視している」「核開発競争が再び始まるのではないか」と怒りや懸念の声が上がった。

同日付宮崎日日新聞

- ・河野太郎外相は「高く評価する」との談話を発表、歓迎する意向を示した。

(11) 2月6日付東京新聞

- ・防衛省は5日、安全保障関連法に基づき、自衛隊が平時から米軍の艦船などを守る「武器等防護」の昨年の実施件数が2件だったと発表した。対象国はいずれも米国で、日米の共同訓練中に艦船と航空機の警護を1件ずつ実施した。具体的な内容は、米軍の任務への影響を避けるため公表しなかった。
- ・政府は武器等防護の運用指針で、前年1年間の結果を国家安全保障会議（NSC）に報告、公表することを定めている。公表は今回が初めて。警護中に他国による妨害などの特異事象が起きない限り、活動内容は公表しないと定めている。

(12) 2月27日付朝日新聞

- ・沖縄本島と宮古島の中の宮古海峡を中国海軍の艦艇が航行するのが常態化していることから、政府は地对艦誘導弾（SSM）の部隊を沖縄本島に配備する方向で本格的な検討に入った。
- ・宮古海峡をめぐるのは、中国海軍の艦艇4隻が08年11月に初めてここを通過して太平洋に進出。東シナ海と太平洋を行き来する際に頻繁に航行しており、今年1月には原子力潜水艦が潜航しているのが確認された。公海部分を通るのは国際法上の問題はないが、防衛省幹部は「西太平洋で活動する米軍にとって大きな脅威となっている」と話す。

(13) 3月2日付宮崎日日新聞

- ・米紙ニューヨーク・タイムズ電子版は2月28日、北朝鮮核問題を巡る外交努力が失敗した際に備えて、米軍が先週、朝鮮半島有事を想定した秘密の図上演習をハワイで実施していたと報じた。米朝の軍事衝突後、最初の数日間だけで約1万人の米国人が戦闘で負傷し、民間人の死傷者は最大数十万人に上る可能性もあると推計した。

(14) 3月2日付毎日新聞

- ・小野寺五典防衛相は2日の参院予算委員会で、海上自衛隊のヘリコプター搭載型護衛艦について、ステルス戦闘機F35Bを搭載する「空母」化が可能か調査研究していることを初めて認めた。
- ・専守防衛のもと「攻撃型空母」は保有しないというのが政府の立場。小野寺氏はこれまで「具体的な検討はしていない」と空母化やF35B導入を繰り返し否定してきた。今回、小池氏に研究内容の詳細を問われ、答弁を事実上、修正した。

(15) 3月25日付東京新聞

・政府は新年度予算案に、二種類の新たな防衛ミサイル研究に百億円を盛り込んでいる。九百キロ以上飛ぶ長距離巡航ミサイルの導入関連費22億円とは別だ。防衛省は、島しょ防衛のための研究だと強調するが、軍事専門家は「敵基地攻撃を前提としている」と指摘。

敵基地攻撃能力の 保有が懸念される予算案

※イメージは
防衛省提供

長距離巡航
ミサイルの導入

22億



島しょ防衛用
技術の研究

高速滑空弾
研究費

46億



対艦誘導弾
研究費

54億



(16) 3月29日付東京新聞

・安全保障関連法施行後の2年間を振り返ると、詳しい活動内容を公表せず運用しようとする政府の姿勢が目立つ。自衛隊の活動が適正かどうか、国民が判断できなくなる恐れがある。

代表例は、安保法で可能になった「武器等防護」。安倍晋三首相は今年1月、施政方針演説で安保法に触れ「自衛隊は初めて米艦艇と航空機の防護の任務に当たった」と説明。防衛省も2月、米艦艇と航空機への武器等防護を昨年、1件ずつ行ったと発表した。米艦艇については、海上自衛隊の護衛艦が昨年5月1～3日、米海軍の補給艦を太平洋上で護衛したケースを指しているとみられる。安保法が初めて実際

に運用されたケースで大きく報道されたが、政府から正式発表はない。航空機の方も公式発表されていない。

- ・武器等防護に関する政府の運用指針は「適切に情報公開を図る」としながら、武装集団による「具体的な侵害」などが起きなければ実施した事実も公表しないと定めている。

(17) 3月30日付しんぶん赤旗

- ・在日米軍横田基地で29日、米空軍と航空自衛隊が共同で「被害復旧訓練」を実施しました。敵の攻撃で破壊された滑走路などを迅速に復旧する訓練で、戦争法＝安保法制施行から2年を迎え、有事に在日米軍基地の戦闘能力を維持する任務に自衛隊を動員する具体化が進んでいます。

(18) 小括

日本の防衛費は2018年度予算案で5兆1911億円となり、6年連続で前年度を上回り、4年連続で過去最高額を更新、米国の武器購入要請を唯々諾々と受け入れ、6年前と比べ約4800億円も増額するという、途方もない軍拡が押し進められている。しかも、敵基地攻撃能力を持つミサイルや護衛艦の空母化の検討もされるなど、「専守防衛」の建前すら投げ捨てる内容である。

日米共同訓練・演習が多数行われ、北朝鮮の制裁逃れを阻止するための警戒監視に自衛隊が初関与し、平時及び有事における日米一体化がいつそう進んでいる。新安保法制に基づく「武器等防護」も実施されたが、政府は詳細を明らかにしていない。国民が実態を知らされないまま、自衛隊は米軍に組み込まれつつある。

4 ③基地周辺事故による周辺住民の危険

(1) 1月1日付西日本新聞

・航空自衛隊の戦闘機からの部品落下が、2012年度から17年度上半期までの5年半で、少なくとも117件起きていたことが、西日本新聞の取材で分かった。最多は新田原基地（宮崎県）の戦闘機で、全体の半数近くの57件に上った。大半は飛行中の落下とみられ、点検で発覚。部品は見つかっていない。実害は確認されていないが、重さ4キロの機材の落下もあり、大事故につながる恐れもあった。

(2) 1月7日付毎日新聞

・6日午後4時ごろ、沖縄県うるま市の伊計島（いけいじま）東側の砂浜に米軍ヘリコプターが不時着した。米軍の乗員4人や地元住民にけがはなかった。伊計島では昨年1月にも米軍ヘリが不時着。その後も県内では米軍機によるトラブルが続いている。

・現場は島南部の住宅地に近く、最も近い住宅までは約130メートル、農道までは約60メートルの距離だった。

(3) 1月9日付毎日新聞

・8日午後4時45分ごろ、沖縄県読谷村儀間の海岸付近に、米軍普天間飛行場（同宜野湾市）所属の攻撃ヘリコプターAH1が不時着した。ヘリには2人が乗っていたが、周辺住民を含めてけが人はいない。沖縄県では6日にも、うるま市で同飛行場所所属のUH1ヘリが不時着して8日に撤去したばかり。

・沖縄県警などによると、不時着現場は、一部事務組合の廃棄物処分場の敷地内。南側約350メートルにリゾートホテルがあり、東側約4

00メートルには住宅地がある。

(4) 1月24日付毎日新聞

- ・23日午後8時過ぎ、沖縄県渡名喜島（渡名喜村）の村営ヘリポートに、米軍の普天間飛行場（宜野湾市）所属のAH1攻撃ヘリコプターが不時着した。乗員2人にけがはなく、周辺への被害の情報もないという。
- ・沖縄では6日にうるま市の伊計島で米軍ヘリUH1が、8日には読谷村で米軍ヘリAH1が不時着するトラブルが相次いで発生している。不時着は今年3回目で、沖縄の反発はさらに強まりそうだ。県幹部は「あまりにも異常な状態で言葉が出てこない。この頻度で事故やトラブルを起こされたら沖縄の怒りに火が付くだろう」と激しく憤った。

(5) 2月6日付東京新聞

- ・5日午後4時43分頃、佐賀県神崎市千代田町の住宅に、陸上自衛隊目達原駐屯地（同県吉野ヶ里町）所属の二人乗りAH64D戦闘ヘリコプターが整備点検後の試験飛行中に墜落、炎上した。乗組員の男性隊員一人が死亡、別の隊員の行方がわかっておらず、捜索が続いた。炎上した二階建て住宅には4人が暮らしており、このうち小学5年の女兒が右膝を打つ軽いけが。隣接する平屋も燃え、女兒の祖母がいたが無事だった。自衛隊機が住民を巻き込む重大事故となった。

同日付朝日新聞

- ・バーンという大きな音とともに、民家へ真っ逆さまに落ちていった。佐賀県神崎市で起きた陸上自衛隊ヘリコプターの墜落は、住宅地を巻き込む異例の事故だった。雪の舞う現場には残骸が飛び散った。「恐

ろしかった」。難を逃れた住民は恐怖で体を震わせた。

(6) 2月9日付しんぶん赤旗

- ・陸上自衛隊ヘリコプターが墜落した佐賀県神埼氏千代田町の事故現場近くの上空を、航空自衛隊の大型輸送ヘリCH47Jが飛行していたところを8日、本紙記者と複数の住民が目撃しました。航空自衛隊春日基地（福岡県春日市）の報道担当者は、本紙の取材に同基地所属のCH47Jが千代田町上空を飛行した事実を認め、「配慮に欠け、不適切であった。」とのべました。5日の事故からわずか3日後で、事故原因の究明もされていないなかでの飛行に、住民からは怒りの声が出ました。

(7) 2月13日付しんぶん赤旗

- ・佐賀県神埼市の民家に陸上自衛隊のヘリコプターが墜落した事故から12日で1週間一。その後の捜索などで近所の認定こども園以外にも、あわや人命に関わりかねない多くの被害があったことがわかりました。墜落現場から数十メートル離れた民家では、ヘリの部品が屋根を貫通していました。この家に住む男性は、長さ30センチほどの金属片だったと話しています。
- ・陸自は11日、佐賀県に被害状況を説明しました。県によると、墜落現場の民家以外に、周辺7か所で被害が確認されました。陸自が県側に示した資料によると、ヘリ部品が建物の屋根を貫通したり、倉庫の壁に穴があったり、ビニールハウスが損傷したりしていることも確認されました。

(8) 2月15日付しんぶん赤旗

- ・佐賀県神崎市で陸上自衛隊AH64戦闘ヘリコプターが墜落した事故（5日）で陸自は14日、事故直前に交換したメインローターヘッドについて、新品としていた発表を「中古だった」と訂正しました。メインローターヘッドはエンジンの動力を伝えるドライブシャフト（回転軸）にメインローター（主回転翼）を取り付ける部品。今回の墜落事故で、同部分が壊れローターが脱落しており、事故原因との関連が注目されます。
- ・AH64は米国内でヘッドから主回転翼が脱落する同種の事故が2件発生しており、事故原因との関連でボーイング社の製造過程の問題や部品の欠陥の可能性も指摘されています。

(9) 2月17日付しんぶん赤旗

- ・普天間基地に常駐する米軍機は、県の調べでは、オスプレイ、AH1、UH1、CH53（いずれも回転翼機）、UC35E、UC12W（固定翼機）の6種類。2017年1月から18年1月までの1年間で10件の事故が起きており、4種類の回転翼機はいずれも事故を起こしています。
- ・アメリカの調査機関「ヘリテージ財団」は、海兵隊の航空機は、老朽化、整備士不足、部品不足、兵士の疲弊などで高いリスクがあり、人為的なミスがつながったとき重大な事態になる、と警告を発しています。

この1年間の普天間基地所属機の 沖縄県内での事故（沖縄県まとめ）

2017年

- 1月20日 AH1Z 攻撃ヘリが伊計島に不時着
- 2月2日 CH53E がランディングギア（着陸装置）の不具合
- 6月1日 CH53E が久米島空港に緊急着陸
- 6月6日 MV22 オスプレイが伊江島補助飛行場に緊急着陸
- 9月29日 MV22 オスプレイが新石垣空港に緊急着陸
- 10月11日 CH53E 大型輸送ヘリが東村高江の民間牧草地に不時着、炎上
- 12月13日 CH53E 大型輸送ヘリが宜野湾市の小学校に窓枠落下

2018年

- 1月6日 UH1Y ヘリが伊計島の砂浜に不時着
- 1月8日 AH1Z 攻撃ヘリが読谷村の廃棄物処分場に不時着
- 1月23日 AH1Z 攻撃ヘリが油圧系統の異常で渡名喜村の村営ヘリポートに緊急着陸
- 2月9日 MV22 オスプレイがエンジンの空気取り入れ口を落下。うるま市伊計島の大泊ビーチで発見される

（注：2017年12月7日の米軍機の部品落下が疑われる宜野湾市の保育園での事故は、県は原因判明までの飛行中止を米軍に要請しているが、現段階では集計に反映していない）

(10) 2月20日付朝日新聞

- ・20日午前8時40分ごろ、米軍三沢基地（青森県三沢市）を離陸した直後のF16戦闘機のエンジン部分から出火した。F16は主翼の下に取り付けていた燃料タンク2本を上空から小川原湖（同県東北町）に投棄し、同42分に同基地に緊急着陸した。パイロットを含めてけが人は確認されていないという。

同日付朝日新聞

- ・現場の小川原湖で操業する小川原湖漁協によると、20日朝にシジミ漁をしていた男性漁師から「湖に落下物があった。かなり大きな水しぶきが上がった。」と連絡があった。
- ・漁協によると、落ちた場所は米軍三沢基地に近い湖の南側。この日、現場付近では、漁船約10隻がシジミ漁に出ていたが、けが人はなかった。
- ・湖ではワカサギやシラウオ漁も行われているが、この日は休漁日だった。担当者は「漁に出ていたら大変なことになっていた」と話した。

(11) 3月7日付東京新聞

- ・沖縄県の米空軍嘉手納基地（嘉手納町など）に所属するF15戦闘機が2月27日午前、飛行中にアンテナのような重さ約1.4キロの部品を落下させていたことが6日、わかった。日本政府には6日後の今月5日に連絡していた。

(12) 3月7日付毎日新聞

- ・6日午後6時50分ごろ、航空自衛隊沖永良部（おきのえらぶ）島分屯基地（鹿児島県知名町）の近くで、上空を飛行していた空自那覇基

地所属の大型輸送ヘリコプターCH47から後部扉（縦約160センチ，横約240センチ，厚さ約4センチ，重さ約31キロ）が落下。落ちたのは基地南東の森とみられ，けが人は確認されていない。

(13) 3月20日付東京新聞

・19日午後2時55分ごろ，海上自衛隊第5航空群（那覇市）所属のP3C哨戒機1機が米軍嘉手納基地に緊急着陸した。海自によると，エンジンの油圧系統の不具合による油漏れの可能性があったための予防的な着陸で，けが人はいない。

(14) 4月19日付東京新聞

・18日午後1時15分ごろ，機体に不具合を起こした米軍の多用途ヘリコプターUH1が，ともに飛行していたAH1攻撃ヘリと熊本空港へ緊急着陸した。

(15) 4月25日付しんぶん赤旗

・岩国基地（山口県岩国市）配備の米海兵隊F35BライトニングII戦闘機が24日，航空自衛隊築城（ついき）基地に緊急着陸しました。
・防衛省九州防衛局によると，F35戦闘機1機が築城基地に着陸したのは午前11時2分ごろ。機体に不具合があったとみられます。

(16) 4月26日付しんぶん赤旗

・鹿児島県によると，奄美空港（同県奄美市）に，米海兵隊普天間基地所属の垂直離着陸機MV22オスプレイ2機が25日午後4時32分ごろと午後5時に，あいついで緊急着陸しました。

(17) 小括

自衛隊及び米軍機の事故，不具合，部品落下，緊急着陸が相次ぎ，佐賀県では民家にヘリコプターが墜落し，住民が怪我をした上，乗組員が死亡する重大事故まで起きた。

基地周辺住民は，単なる不安などでは決してない，こうした事故による生命・身体に対する現実的な危険に日々晒されている。新安保法制の施行による日米共同訓練・演習の増加や，有事の際の自衛隊の米軍との軍事行動により，基地周辺住民のこうした現実的危険はいつそう高まっている。

第3 一層具体化する新安保法制による危険と国民の日常生活への影響

第2で挙げた事実関係に明らかなように，新安保法制法後，国民に詳細が知らされないまま，日米の軍事一体化が加速度的に進み，軍事訓練等の名目で強力かつあからさまな軍事行動が日本各地や周辺地域で展開されている。また，米国を中心とする多国間の軍事戦略に日本が否応なく組み込まれて軍拡競争を招き，敵地攻撃能力を有する武器購入等により日本の軍事費はますます膨張しており，経済的にも国民に犠牲を強いるほか，兵器輸出や武力行使への積極的加担，さらには米国の核戦略見直しへの無批判的追随によって核戦争への荷担さえ懸念される。それは，日本が他国の人々に積極的に恐怖と欠乏をもたらすことを意味し，明らかに日本国憲法前文の趣旨に反する。際限のない軍事力増強の危険はますます高まっており，日本という国が戦争のできる国に変貌しつつあり，自衛隊員の生命と健康が害され，そして，度重なる米軍機や自衛隊機の墜落や部品落下事故，夜間訓練や低空飛行，全国の米軍基地で実施される実戦想定の大規模訓練による爆音等・基地建設による環境破壊など国民生活に具体的な犠牲と大きな不安をもたらしている。

そして，対話よりも軍事圧力を強調する姿勢や唯一の被爆国であるにもかかわらず核兵器禁止条約にも背を向ける新安保法制下の日本政府の姿勢

は国内（批准を求める被爆者をはじめとする国民の声や自治体意見書など。）だけでなく国際世論とも解離し，国連諸国や世界の平和NGOからの批判を受けている。

特に北朝鮮問題が対話による解決の兆しが見えるなか，国民に情報を隠し，現実の国民の負担と犠牲を一顧だにせず，あくまでも米軍に追従し核の傘や抑止力に頼ろうとする日本政府の行動は国民の人権と国民主権をないがしろにするものと言うほかはない。

原告らの平和的生存権や人格権，憲法改正決定権は，新安保法制施行後，これに基づいて日々積み重ねられる違憲の既成事実によって，日々著しく侵害され続けている。

以上